

盛岡市立総合プールネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）募集要項

盛岡市では、盛岡市ネーミングライツ事業に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、盛岡市の保有施設である「盛岡市立総合プール」に愛称を付与する施設命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を次のとおり募集します。

1 目的

施設命名権（ネーミングライツ）の活用により、民間事業者等の支援のもと、新たな財源を確保し、施設の持続的な運営と維持管理を行うとともに、民間活用による市民へのサービス向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 対象施設

盛岡市立総合プール（詳細は、別紙１のとおり。）

3 契約希望条件

(1) 希望金額 年額100万円以上

※ 当該金額には、消費税及び地方消費税を含みません。納付の際に税額を加算の上、納付いただきます。

(2) 希望期間 令和９年４月１日から 令和11年３月31日まで

※ 契約期間終了後の更新の際には、優先交渉権があります。（契約更新の際に、契約金額が変更となる可能性があります。）

4 愛称に関する条件

(1) 提案いただく愛称名は、企業名、商品名（企業ロゴ、マーク、フォント、色、大きさ等の指定など）を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。なお、企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたネーミングライツ・パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

(2) 施設の種類や目的が分かるような愛称にしてください。また、親しみやすさや呼びやすさなど、施設のイメージを損なうことなく、市民や利用者の理解が得られるような愛称とします。

(3) 愛称は、施設の一般的な呼称として使用するもので、市が条例で定める施設名称を変更するものではありません。

(4) 混乱を避けるため、原則として契約締結後から契約期間終了時まで愛称変更はできません。

(5) その他、ガイドラインの３(1)～(3)に定める事項のほか、盛岡市広告掲載要綱第５第１項各号の規定に該当しない名称とします。

5 命名権の範囲

(1) ネーミングライツ・パートナーは、敷地内に設置される看板（詳細は、別紙２のとおり。）を、愛称名を付したものに表示変更することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。

(2) ネーミングライツ・パートナーは、盛岡市立総合プールのスポンサーであることを、自社のホームページや出版物等で広報することができます。

(3) 市の広報誌やホームページ等における施設名は、原則として愛称を使用します。ただし、必要に応じて愛称と合わせて正式名称を併記することがあります。

(4) 施設利用者が主催事業を行う場合には、愛称と正式名称を併記することがあります。

6 ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 愛称の普及のため、市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定についてプレスリリース等を行います。
- (2) 市のホームページ及び指定管理者のホームページへの掲載を行います。
- (3) その他、ネーミングライツを活用した提案を受け入れる場合があります。

7 名称変更に伴う費用負担

区分	市	ネーミングライツ ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更等		○
契約期間終了後の原状回復		○
指定管理者が発行するパンフレットの表示変更	○	
盛岡市ホームページの表示変更	○	

※ ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に、別途負担していただきます。

※ 指定管理者が発行するパンフレット、ホームページの表示変更は、市及び指定管理者で協議の上、変更方法について決定するものとします。なお、パンフレット等の印刷物は、残部数や切替時期を考慮し、決定します。

8 留意事項

屋外広告のデザインや色彩については、盛岡市屋外広告物条例に留意し、事前に盛岡市景観政策課と協議する必要があります。また、工作物の規模や高さ、設置状況によっては、建築基準法等、他の法令や条例等の規定に基づく手続きが別途必要になります。これらに係る各手続き等については、ネーミングライツ・パートナーが行うものとします。

9 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーにふさわしい資力及び信用を備えた法人又はそれらにより構成されたグループであり、次に掲げる事項に該当しない法人又はグループが応募できるものとします。グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人が応募資格を有することとします。なお、個人での応募はできません。

- (1) 盛岡市広告掲載基準第3（規制業種及び事業者）第1項各号に掲げる業種又は事業者
- (2) 応募書類の提出の時点で、国、県、市町村に納めるべき税金を滞納している法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益活動を行う団体等。また役員等に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいる団体等
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がされていない団体等
- (5) 運営事業者の事業目的と競合する団体等（ただし、現在の運営事業者及びその関連企業は除く。）

※ 事業目的が競合するか否かについては、運営事業者と協議の上、判断します。

- (6) その他、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が判断した団体等

10 応募時の提出書類

- (1) ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式1）
 - (2) 会社（団体）概要（別紙様式2）
 - (3) 地域貢献やスポーツ活動等の支援実績及び今後の計画等（別紙様式3）
 - (4) 印鑑証明書（原本）※法人の代表者印
 - (5) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）
 - (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書
 - (7) 直近3箇年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
- ※(4)、(5)については、発行後3箇月以内のものに限る。

11 募集期間

令和8年10月1日（木）から

令和8年12月25日（金）午後5時まで（郵送の場合、必着）

12 応募先

盛岡市交流推進部スポーツ推進課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（本庁舎別館7階）

13 応募方法

- (1) 提出書類一式を、上記応募先まで、募集期間内に持参又は郵送してください。なお、提出部数は、原本1部、副本3部とします。
※ 副本は、原本の謄本で構いません。
- (2) 申込みに必要な経費は、応募者の負担とします。
- (3) 申込書類は、返却しません。
- (4) 申込書類は、必要に応じて複写します。
- (5) 申込書類は、盛岡市情報公開条例の規定に基づき、開示することがあります。ただし、個人情報及び企業の競争上又は業務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報は非公開とします。

14 質問事項の受付等

応募に当たっての質問受付等は、次のとおりです。

(1) 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

文書（別紙様式4）による郵送又は電子メール

ア 郵送の場合

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（本庁舎別館7階）

盛岡市交流推進部スポーツ推進課

イ 電子メールの場合（メールアドレス）

sports@city.morioka.iwate.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月23日（金）までに、盛岡市ホームページに掲載します。なお、原則、質問者に対して個別に回答することはありません。

15 選定方法

提出書類をもとに、市が設置する審査委員会において、次の審査基準に従って、提案に対する採用の可否、優先交渉権者の決定等について、審査及び選定を行います。

※ 優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとして適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体等をいいます。

[審査基準]

	評価項目	評価基準	配点
1	愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設のイメージと合っているか	15
2	ネーミングライツ・パートナーとして適当か	・事業の公共性が高いか ・これまで盛岡市を中心とした地域への貢献があるか ・盛岡市を中心とした地域への継続した貢献が期待できるか	35
3	経営の安定性	・決算報告書類に基づく財務状況	10
4	提案金額（年）	・提案金額（年）が最高のを1位として40点を付与 ・2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を40点に乗じた得点（小数点以下第1位を四捨五入）	40
合 計			100

16 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、市ホームページで公表します。

17 契約の締結

市は、優先交渉権者と協議の上、速やかにネーミングライツに関する契約を締結します。

18 愛称の周知

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関に周知・PRを図ります。

19 その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合、ネーミングライツ・パートナーが責任を負うこととします。
- (2) 要項に記載のない事項等については、市と優先交渉権者が協議することとします。
- (3) 当該施設において、ネーミングライツ・パートナーと競合する他者によるイベント等の開催を排除することはできません。イベントポスター及びそれに類似するものの設置についても、同様の取扱いとします。